

写

岐賃審発第18号
令和6年10月11日

岐阜労働局長
千葉 登志雄 殿

岐阜地方最低賃金審議会
会長 高橋 免

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け岐労発基 0821 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別 紙

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岐阜県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務

ハ 卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは
手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,057円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月21日